

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
本調達は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式です。

令和7年11月7日

分任支出負担行為担当官
上川北部森林管理署長 赤羽根 浩

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）により行う。なお、システムによる入札により難しい場合は、発注者へ事前に届け出る事により紙入札で参加することができるものとする。

(1) 物 件 名

入札物件番号	物 件 の 名 称
第1号	令和7年度上川北部森林管理署 乗用自動車の調達 (661cc 以上 2,000cc 以下、ステーションワゴン又は SUV タイプ)

(2) 規格及び数量 別紙仕様書のとおり

(3) 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり

(4) 契 約 日 落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

(5) 納 入 期 限 令和8年3月23日（月曜日）まで

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の販売』においてA、B又はCの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 当該物品を納入後、保守、点検及び修理等アフターサービスを納入官署の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

(4) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停

止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) ア システムにより入札する場合

令和7年11月21日（金曜日）午後5時までに上記（2）の証明書類、納品証明書及び機能証明書をシステムにより送信しておかなければならない。また、委任状がある場合は、証明書類と併せて送信するか、別途システムにより委任状を登録しておかなければならない。

イ システムにより入札できない場合

本公告に記載された資格を有していると認められる上記（2）の証明書類、納品証明書、機能証明書及び別添「紙入札参加届」を令和7年11月21日（金曜日）午後5時までに5の（1）イに示す場所に電子メール、郵送又は持参により提出しなければならない。また、委任状がある場合は、当日の入札開始時刻10分前までに6の（2）に示す場所に提出しなければならない。なお、委任状提出時に本人確認を行うことがある。

3 入札方法

(1) 前記1に示す物件ごとに入札するので、紙入札により入札する場合は、入札書には物件番号・物件名を明瞭に記載すること。

入札書には入札内訳書を添付し、入札すること。入札内訳書には区分ごとに金額を記入し、当該金額の合計が入札書のコピーになる。

(2) 入札金額は、上記件名に係る代金額の総額を記載すること。調達製品（新車（中古車、中古車除く。））の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費（自賠責保険料、自動車重量税、車両リサイクル料金は除く。）を含め入札金額を見積もるものとする。

また、発注者が国の機関であるため、自動車税及び環境性能割は入札金額に含めないものとする。

なお、落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象分の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち課税対象分から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 契約条項及び北海道森林管理局競争契約入札心得を掲載する場所並びに日時

(1) 掲載場所 契約条項については、北海道森林管理局のホームページ及びシステム上に入札公告の仕様書等として全て掲載しており、入札心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局競争契約入札心得』

(2) 日 時 令和7年11月7日（金曜日）～令和7年11月21日（金曜日）

5 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 受領期限 令和7年11月13日（木曜日） 午後5時まで

持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）

イ 提出場所 〒098-1202 上川郡下川町緑町21番地4

上川北部森林管理署 総務グループ 経理担当

電話 01655-4-2551

メールアドレス：h_kamikawahokubu@maff.go.jp

ウ 提出方法 書面の持参、電子メール、システム又は郵送による（様式自由）。郵送による場合は、受領期限必着とする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、書面、電子メール及びシステムにより行う。また、(1)の質問及び回答書の写しを、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

掲載期間 令和7年11月17日（月曜日）～令和7年11月21日（金曜日）

6 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

- (1) システムにより入札する場合

入札開始日 令和7年11月19日（水曜日）午前9時30分

入札締切 令和7年11月25日（火曜日）午前9時30分

締切後直ちに開札する。

- (2) 紙入札により入札する場合

場 所 上川北部森林管理署 会議室

上川郡下川町緑町21番地4

日 時 令和7年11月25日（火曜日）午前9時30分時入札開始。

締切後直ちに開札する。

- (3) 郵便により入札する場合

郵便入札を認める。郵便により入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到着するように、郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

日 時 令和7年11月21日（金曜日）午後5時まで

送付先 〒098-1202 上川郡下川町緑町21番地4

上川北部森林管理署 総務グループ 経理担当

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

※ 本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

7 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると分任支出負担行為担当官が判断した入札者であつて、予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ分任支出負担行為担当官が仕様書で示す要求事項のうち必須項目において最低限の要求条件を全

て満たしていることを証明した入札者の中から、分任支出負担行為担当官が別紙「自動車の性能に関する審査要領」で定める総合評価の方法により落札者を決定する。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約書の作成

契約に当たっては契約書を作成するものとし、システムによる契約を可とする。

12 その他

- (1) 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）による。
- (2) システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の了承を得ることにより、紙入札に変更することができるものとする。
- (3) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

※「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html

- (4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。